ごかのお知らせ (No.474)

お知らせ

確定申告は3月16日までです

（町民税務課）

平成26年中の所得における確定申告の期日は3月16日(月)までです。申告を必要とする方で、未だお済みでない方は、必ず期日内に申告をしてください。

所得税の申告が必要な方

○平成26年中の給与の収入金額が2千万円を超える方

○給与を1か所から受け、退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方

○給与を2か所以上から受けている方

○事業所得や不動産所得などがある方で、平成26年中の各種所得の合計額が所得控除の合計額を超える方

町県民税の申告が必要な方

平成27年1月1日現在、当町に住民登録がある方で、次に該当する方。

○所得税の申告は不要とされるが、事業所得（農業所得を含む）や不動産所得がある方

○平成26年中の所得が無く、税法上において、どなたの扶養にもとられていない方（所得が無い旨の申告をいただきます）

無申告によって起きる問題

○申告義務者が申告をせず、後に所得等が判明すると、さかのぼって課税され、加算税がかかる場合があります。

○前年所得を算定の基礎とする税（町県民税、国民健康保険税等）の正確な課税ができません。

○所得証明書等の交付ができないため、様々な手続きに支障をきたします。

○所得判定を要する様々な行政サービスが受けられません。

所得の申告は義務付けられており、無申告である場合の不利益は本人だけでなく、ご家族（世帯員）へも及ぶ可能性があります。申告義務のある方は、必ず所得の申告をしてください。

○お問い合わせ

町民税務課　税務G

☎(84)1966（直通）

土地・家屋価格等の縦覧について

（町民税務課）

自分で所有する土地や家屋の評価額を確認することができます。また、周辺の他の土地や家屋についても縦覧することができます。

○縦覧期間

4月1日(水)～6月1日(月)

※土・日・祝日を除く

○縦覧場所

町民税務課（④窓口）

○縦覧できるもの

▼土地価格等縦覧帳簿

所在・価格・地目・地積

▼家屋価格等縦覧帳簿

所在・価格・家屋番号・種類・構造・床面積

○縦覧できる方

▼土地の縦覧ができる方

五霞町の課税対象の土地を所有されている方

▼家屋の縦覧ができる方

五霞町の課税対象の家屋を所有されている方

※非課税及び免税点未満の方は、縦覧できません

○手数料　無料

○縦覧に必要なもの

▼納税義務者本人

納税通知書、課税明細書または運転免許証など本人が確認できるものをご持参ください。

▼納税義務者の代理人

納税者からの委任状と代理人本人が確認できるものをご持参ください。

○お問い合わせ

町民税務課　税務G

☎(84)1966（直通）

国民年金保険料の納め忘れにご注意を

（町民税務課）

年金制度は、「年をとったとき」、「病気やケガで障害の状態になったとき」、「死亡したとき」などに、国が年金を支給し、本人または家族の生活を守るという社会保障です。みんながお互い協力して助け合い、将来を支えあう制度ですから、保険料納付は私たちの大切な義務です。納め忘れのないようにしましょう。

納付は便利で納め忘れのない口座振替を利用しましょう。

○お問い合わせ

下館年金事務所

☎0296(25)0811